

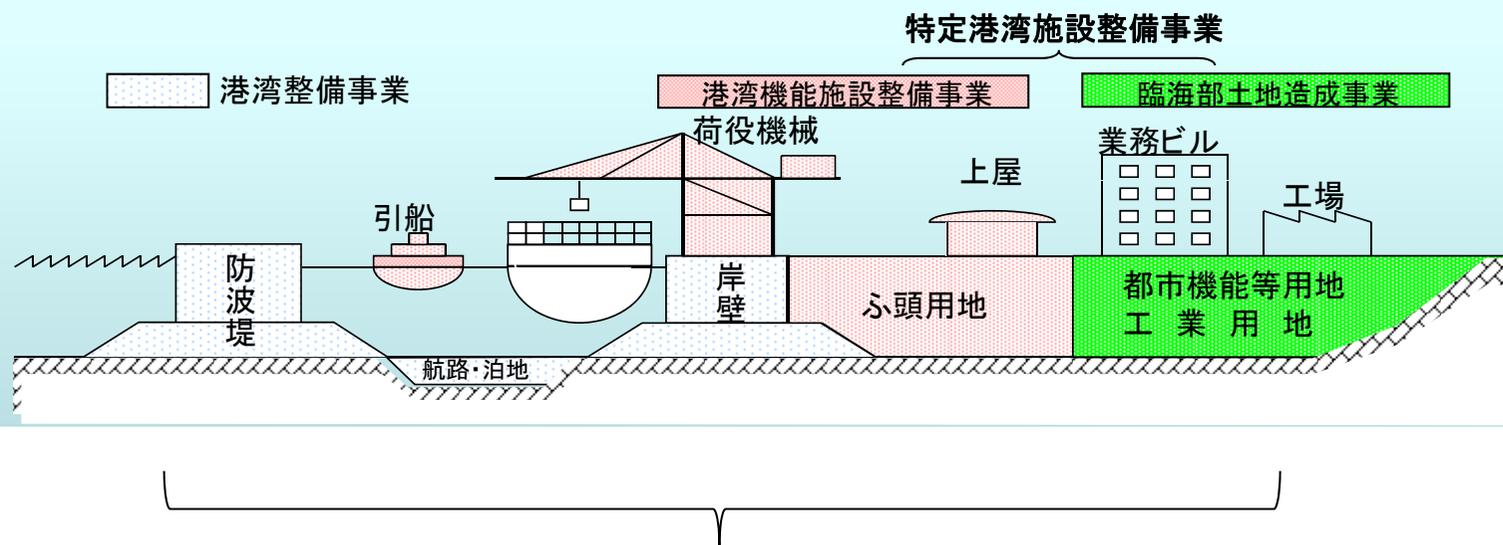
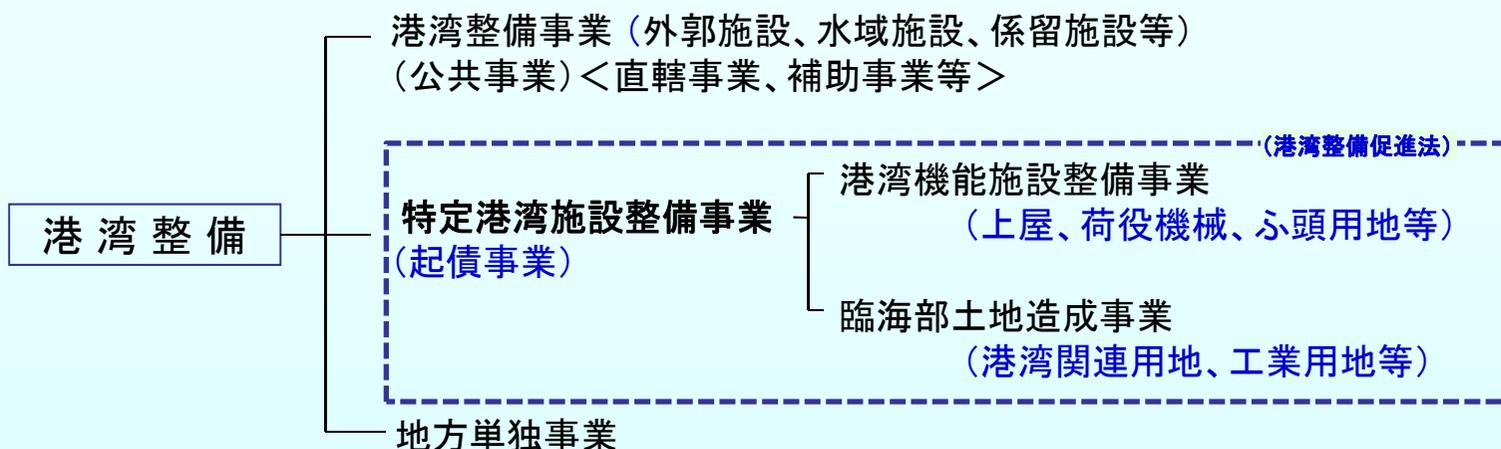
平成23年度 特定港湾施設整備事業 基本計画(案)の概要について(説明資料)

国土交通省 港湾局

平成23年6月30日

特定港湾施設整備事業とは①

公共施設に係る港湾整備のしくみ



港湾あるいは臨海部の産業空間としての一体的な機能の確保

特定港湾施設整備事業とは②

特定港湾施設整備事業

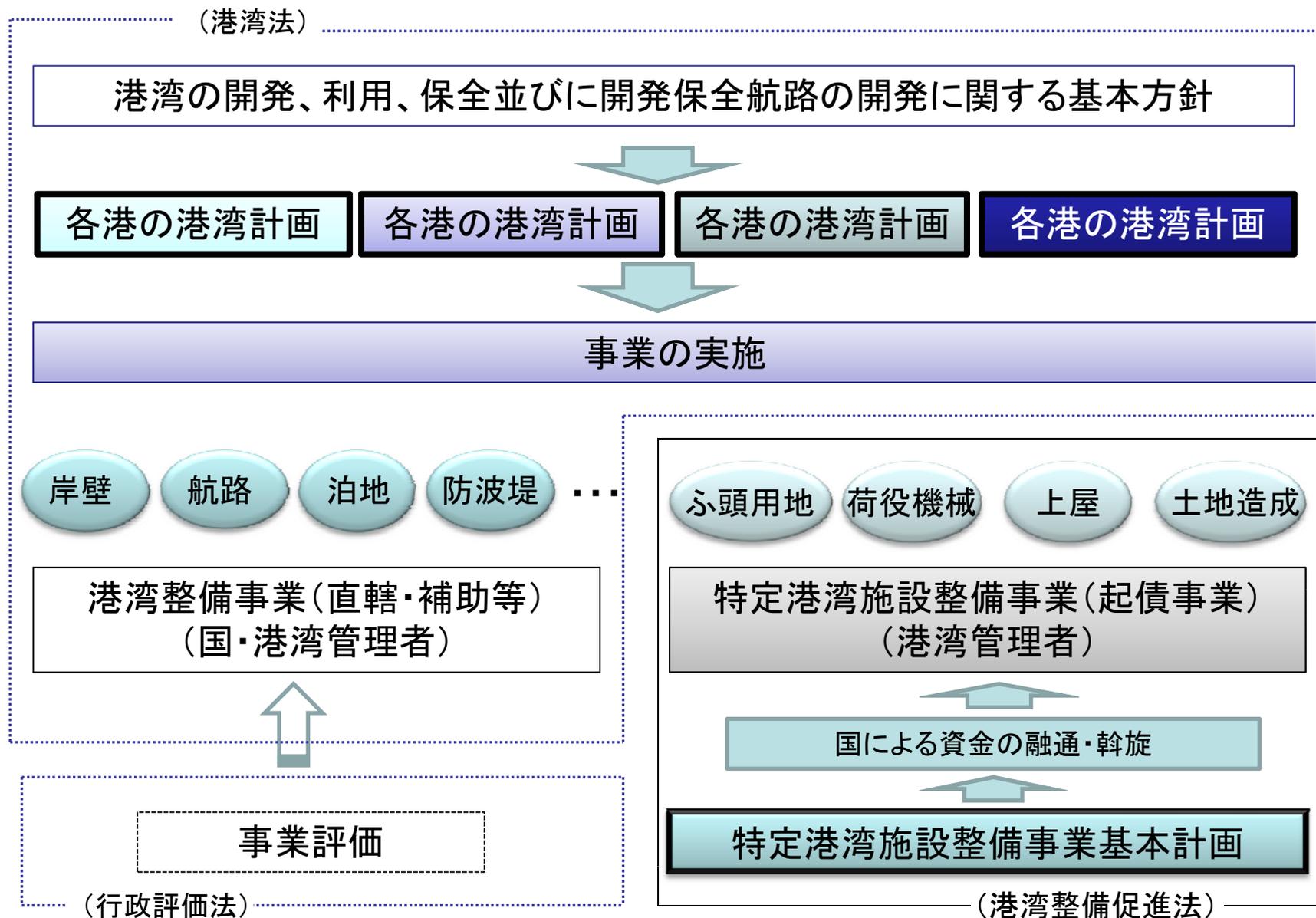
港湾機能施設整備事業

港湾管理者が行う荷さばき施設（ふ頭用地、上屋、荷役機械）、引船、貯木場の整備。

臨海部土地造成事業

港湾管理者が、港湾区域内または臨港地区内で行う、港湾関連用地（倉庫等が立地）、工業用地等の土地の造成。

港湾整備の枠組と流れの概要



注) 公共施設の整備を中心に記述。 また、太枠内は、交通政策審議会での審議事項。

港湾整備促進法(抜粋)

1. 「基本計画」の策定（第三条第一項）

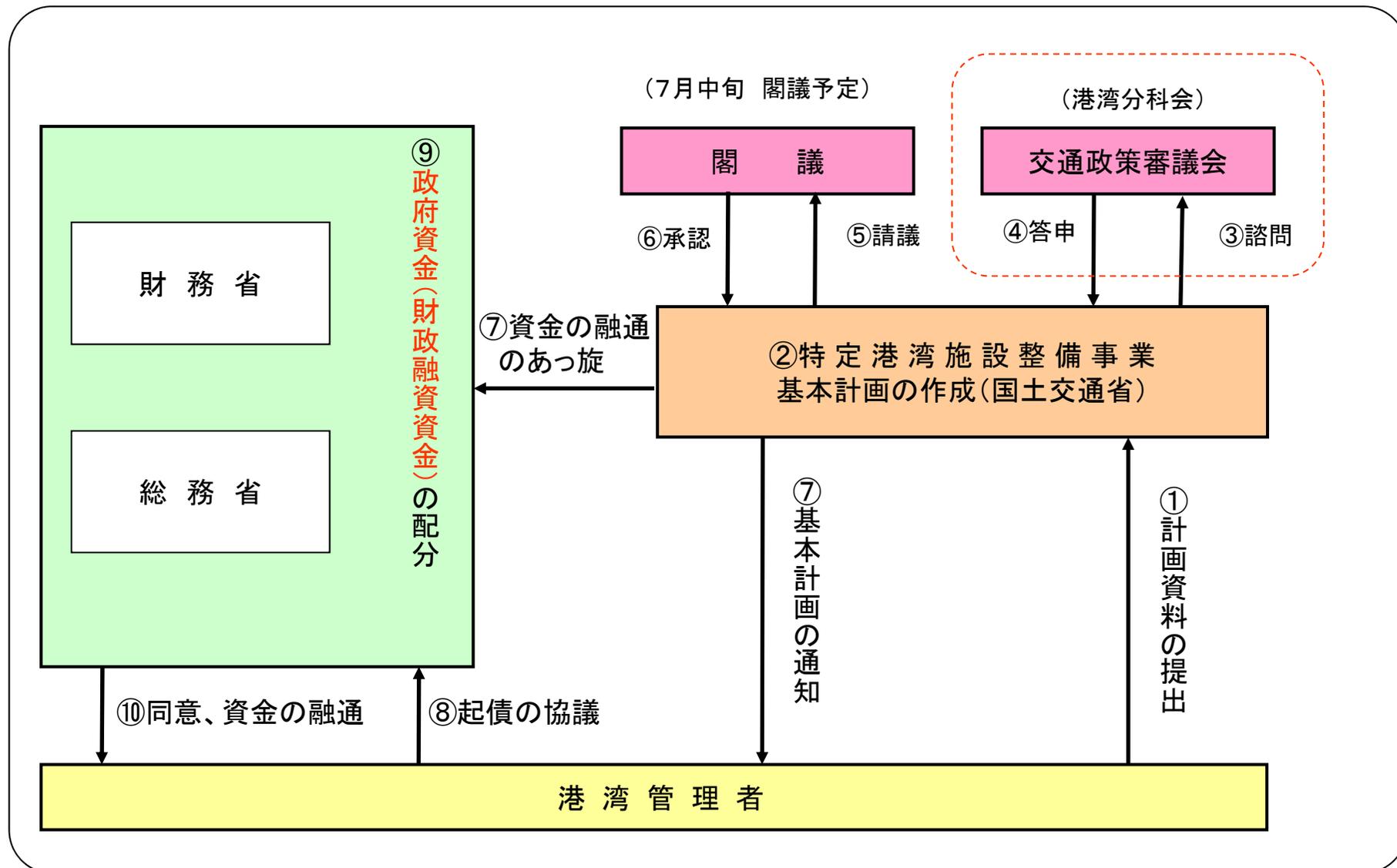
国土交通大臣は、特定港湾施設整備事業について、会計年度ごとに、交通政策審議会の議を経て、その基本計画を定め、内閣の承認を求めなければならない。

2. 資金の融通（第五条）

政府は、港湾管理者が第三条第一項の規定による内閣の承認があつた整備計画（特定港湾施設整備事業基本計画）に基づいて特定港湾施設整備事業を行う場合には、港湾管理者に対し、当該事業に要する費用の全部又は一部に充てるため、財政融資資金を、その資金の運用の可能な範囲内において、融通するように努めなければならない。

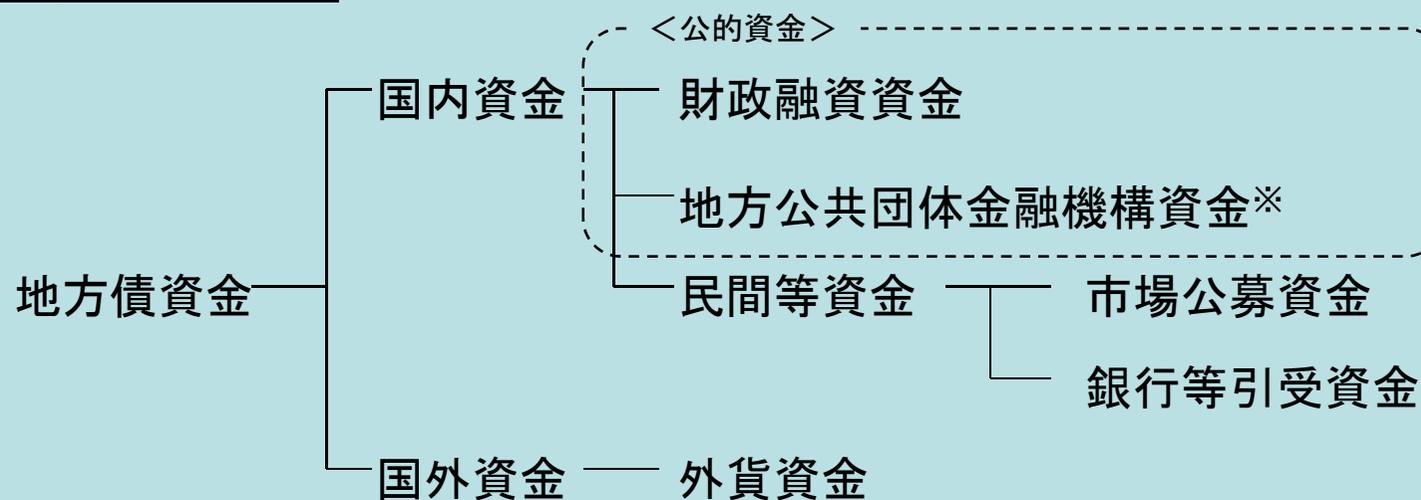
3. 資金の融通のあっ旋（第六条）

国土交通大臣は、港湾管理者が第三条第一項の規定による内閣の承認があつた整備計画に基づいて特定港湾施設整備事業を行う場合には、当該事業に要する費用に充てるための資金の融通のあっ旋をするものとする。



地方債資金の種類

地方債資金の種類



※地方公共団体金融機構資金とは、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通し、これによって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与するものである。

地方債により実施される特定港湾施設整備事業の性格

- 岸壁や防波堤等の整備のような直接国費を投入する港湾整備事業とは異なり、港湾管理者が地方債を起こして資金調達を行い実施する事業。
- 港湾管理者は、施設の使用料収入や土地の売却益等により、償還を行う。

平成23年度 特定港湾施設整備事業基本計画(案)

施設名	単位	数量	事業費 (百万円)	港名
上屋	棟	40	2,738	釧路、秋田、小名浜、千葉、福井、田子の浦、阪南、堺泉北、大阪、浜田、徳山下松、北九州、大分、鹿児島、那覇 (以上15港)
荷役機械	基	20	4,819	苫小牧、八戸、秋田、小名浜、清水、御前崎、水島、徳山下松、三田尻中関、今治、博多、伊万里、大分、細島、那覇 (以上15港)
ふ頭用地	千㎡	887	14,782	苫小牧、青森、仙台塩釜、秋田、相馬、小名浜、茨城、鹿島、木更津、千葉、横浜、新潟、姫川、七尾、金沢、敦賀、清水、三河、堺泉北、大阪、尼崎西宮芦屋、境、西郷、水島、福山、尾道糸崎、呉、広島、岩国、徳山下松、三田尻中関、宇部、高松、北九州、博多、三池、苅田、厳原、長崎、三角、守江、臼杵、佐伯、細島、鹿児島、中城湾、那覇 (以上47港)
(港湾機能施設整備事業) 計			22,339	

施設名	単位	数量	事業費 (百万円)	港名
都市機能等用地	千㎡	382	13,249	釧路、茨城、鹿島、大阪、尼崎西宮芦屋、水島、広島、粟津、徳島小松島、高松、宿毛湾、高知、北九州、博多、苅田、中城湾 (以上16港)
工業用地	千㎡	46	483	高松、宿毛湾、北九州 (以上 3港)
(臨海土地造成事業) 計			13,732	
合計			36,071	

●港湾管理者から要望のあった事業のうち、以下の事業を対象事業として整理。

- ①港湾整備促進法に定められた対象事業の要件に合致するもの
- ②各港の港湾計画との整合の下に実施されるもの
- ③岸壁、防波堤、航路・泊地等に係る港湾整備事業の実施状況（費用対効果分析含む）との整合が図られたもの
- ④地元関係者との調整等、事業実施に向けた調整が調ったもの

上記4点を根拠に

●施設区分毎の総事業量（総事業費および数量）、実施対象港を、計画決定事項として定める。

基本計画策定までの流れ

港湾管理者から個別事業毎の資料提出(1月~2月)

港湾管理者へのヒアリングを実施 (2月~3月)

計画内容の検討 (4月~5月下旬)

- ・ 港湾整備促進法に定められた対象事業の要件に合致するもの
- ・ 各港の港湾計画との整合の下に実施されるもの
- ・ 岸壁、防波堤、航路・泊地等に係る港湾整備事業の実施状況との整合が図られたもの
- ・ 地元関係者との調整等、事業実施に向けた調整が調ったもの

基本計画(案)の作成 (6月上旬)

関係省庁間調整(総務省・財務省等)(6月中旬)

交通政策審議会港湾分科会(6月30日) ※本分科会

内閣の承認 (7月中旬予定)

計画額と対前年度比較

事業の規模

平成23年度 計画額

事業費 361億円 (対前年度比 0.92)

(内訳)

- ・港湾機能施設整備事業 224億円 (対前年度比 0.88)
- ・臨海部土地造成事業 137億円 (対前年度比 0.99)

平成23年度 計画額 (案)

区分	平成22年度実績		平成23年度計画 (案)		対前年度比	備考
	数量	事業費(億円)	数量	事業費(億円)		
港湾機能施設整備事業	—	256	—	224	0.88	
上屋	33棟	10	40棟	28	2.80	H22(9港)→H23(15港)
荷役機械	22基	41	20基	48	1.17	H22(18港)→H23(15港)
心頭用地	82ha	205	89ha	148	0.72	H22(52港)→H23(47港)
臨海部土地造成事業		138		137	0.99	
都市機能等用地	55ha	127	38ha	132	1.04	H22(18港)→H23(16港)
工業用地	9ha	11	5ha	5	0.45	H22(4港)→H23(3港)
合計		394		361	0.92	

注) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

- 昭和55年以降、臨海部※1においては4万7,842haの用地が造成され、このうち94.8%にあたる4万5,334haが処分済みとなっている。【図1】
- また、各年の「竣工面積」と「処分面積」を比較すると、近年では処分面積が竣工面積を上回っており、臨海部における土地需要の高さが伺える。【図2】

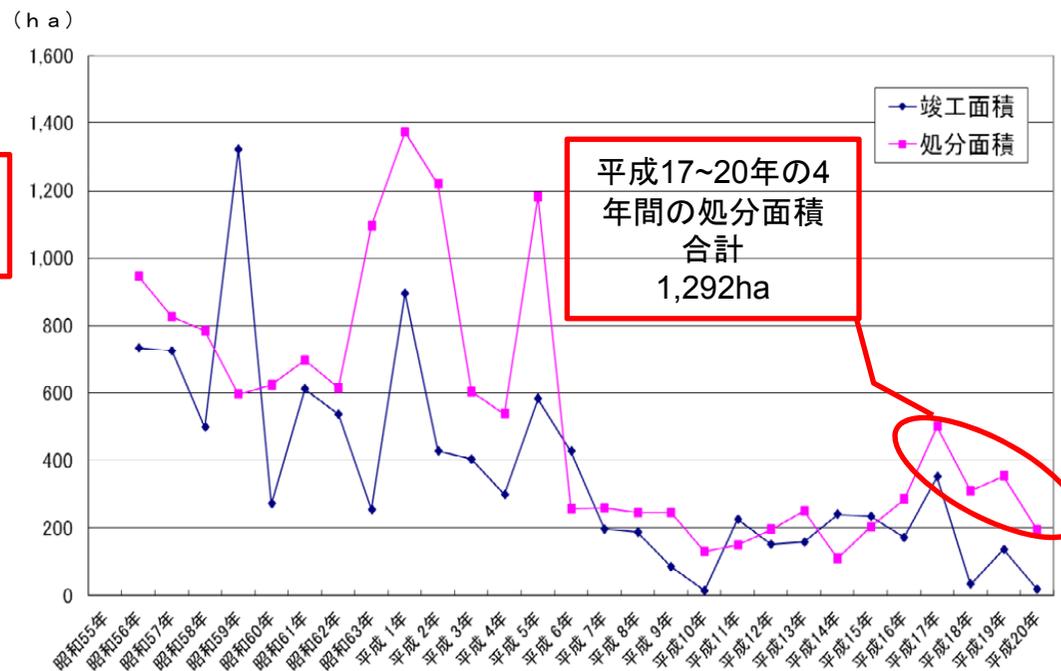
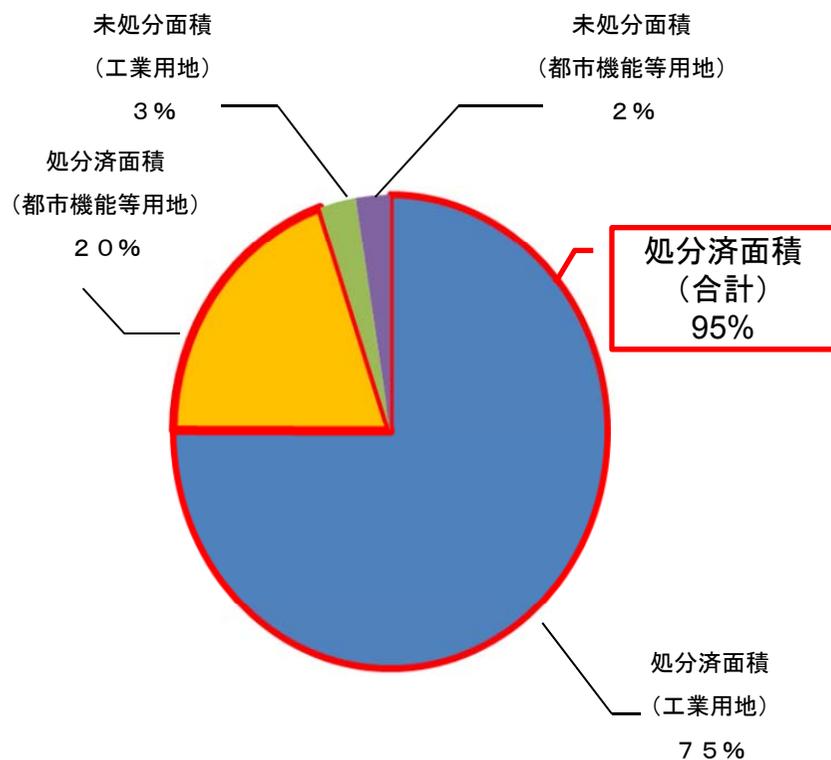


図1：臨海部土地における用地区分毎の処分状況割合

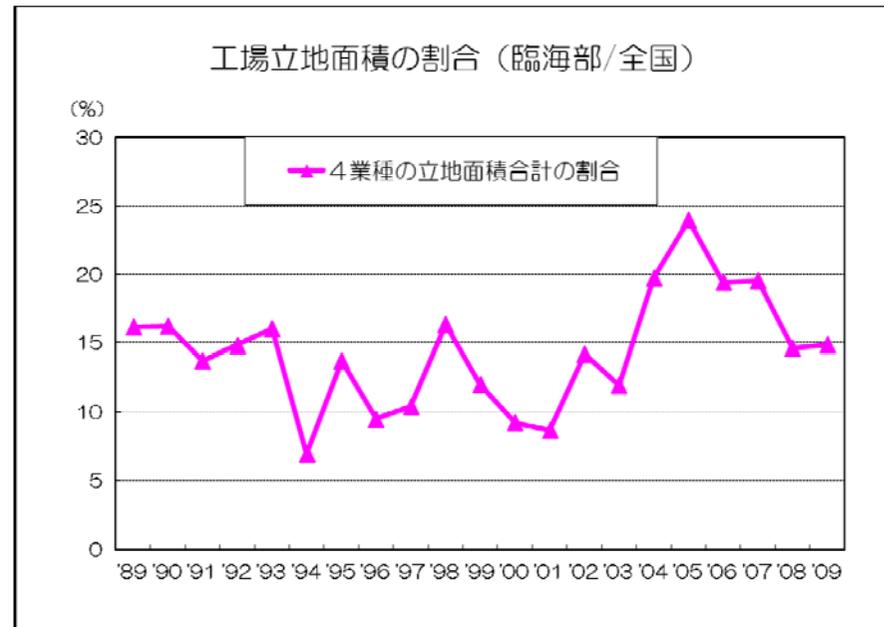
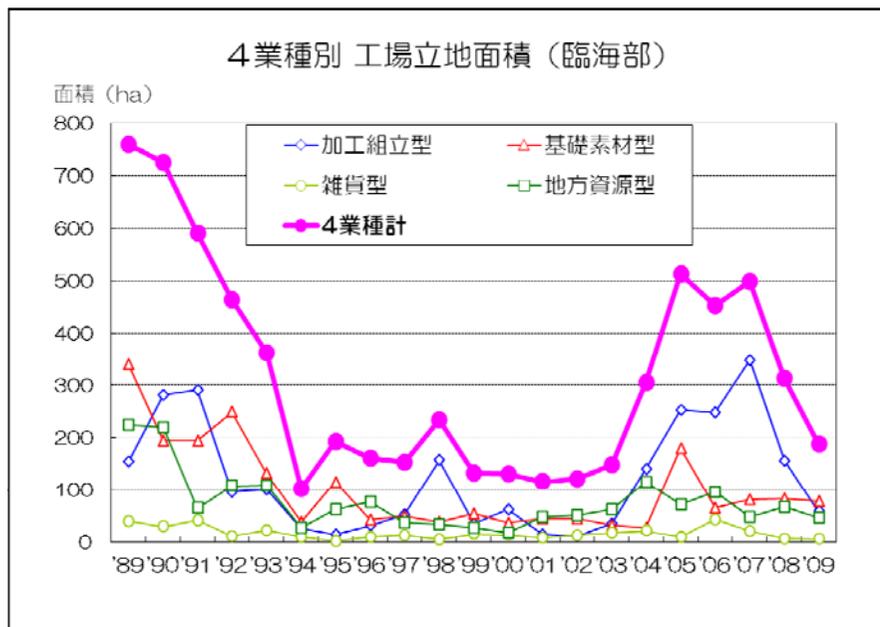
※1 港湾区域および臨港地区内に限る。

図2：臨海部の年間竣工面積と年間処分面積の関係

※2 「処分」とは、売却・貸付・譲渡・等価交換・買い戻しを示す。

臨海部における工場立地の動向

- 臨海部(*)における工場立地面積は、'07年頃まで増加傾向にあったが、'08年以降においては加工組立型・地方資源型を中心に減少傾向にある。
- 臨海部への工場立地面積の割合(臨海部/全国)は、'05年以降減少傾向にあったが、'08年以降ほぼ横ばいである。



※ ここで言う臨海部とは、岸壁(物揚場を含む)・海岸に接する用地又はこれらと一体となっている用地を示す。

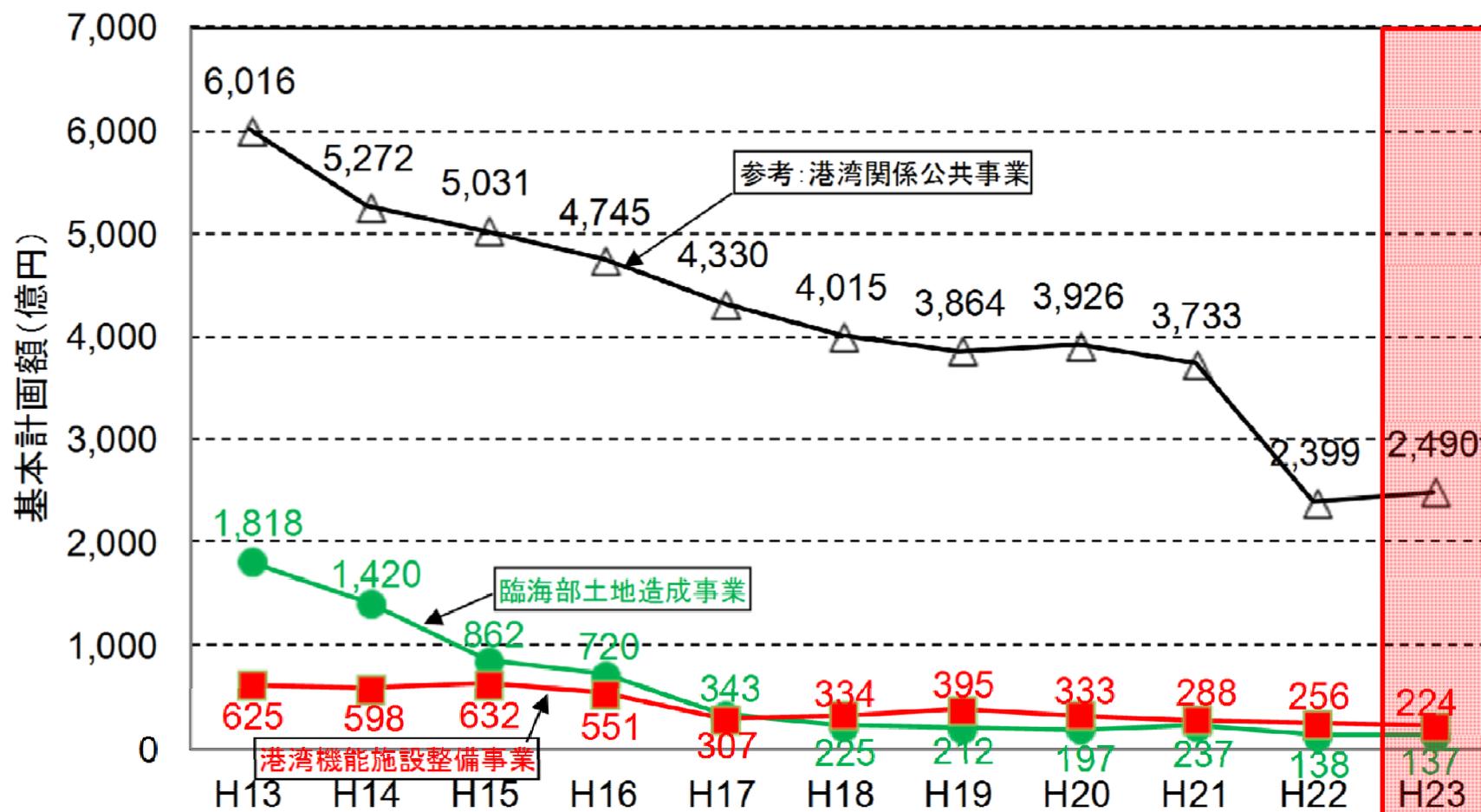
出典：「H21年工場立地動向調査(経済産業省)」をもとに国土交通省港湾局作成

○加工組立型業種 金属製品製造業、一般機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業	○基礎素材型業種 化学工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、石油製品製造業
○地方資源型業種 食料品製造業、窯業・土石製品製造業、木材・木製品製造業、飲料・飼料等製造業、パルプ・紙製造業、繊維工業	○雑貨型業種 プラスチック製品製造業、出版・印刷業、家具製造業、その他の製造業、衣服製造業、ゴム製品製造業、皮製品製造業

参 考 资 料

計画額の推移

- 厳しい財政事情等を踏まえ、岸壁等に係る港湾整備事業の重点化が進められてきた。
- これと一体的に実施されるべき港湾機能施設整備事業、臨海部土地造成事業についても、連動して、事業費は縮小傾向にある。

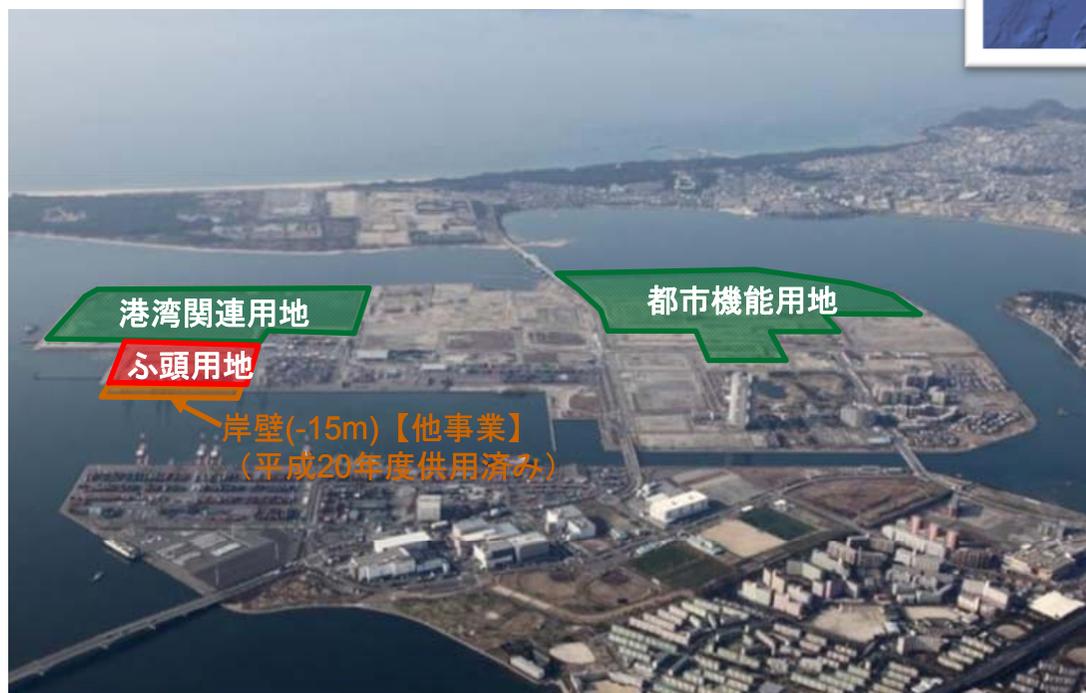
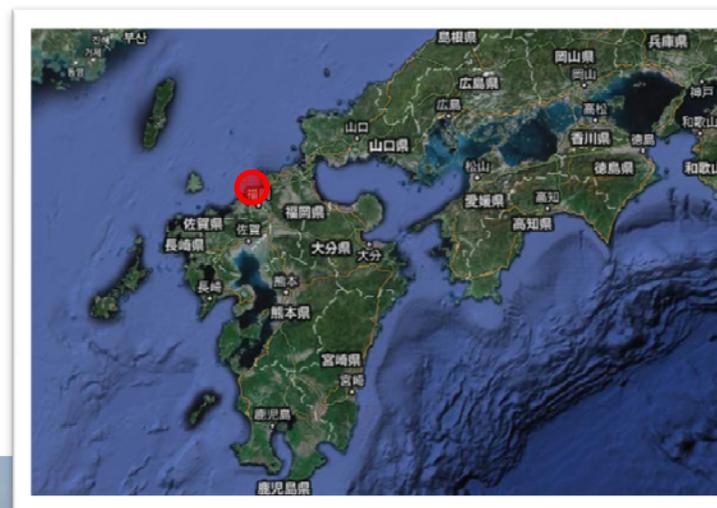


主な事業予定箇所

博多港(アイランドシティ地区)

・ふ頭用地	}	全体事業費	1,389.6億円
・港湾関連用地		平成23年度事業費	37.0億円
・都市機能用地		平成22年度末まで進捗率	63 %

アジア・ダイレクト航路を中心としたコンテナ貨物の増加を踏まえた国際海上コンテナターミナルの拡張整備に伴い、暫定的に供用済みの水深15m岸壁背後のふ頭用地および港湾関連用地の整備を行う他、アイランドシティ地区における都市機能用地の整備を行う。



- ふ頭用地
- 港湾関連用地等
- 他事業

主な事業予定箇所

苫小牧港(弁天地区)

<ul style="list-style-type: none"> ・ふ頭用地 ・荷役機械 	全体事業費	139.5億円
	平成23年度事業費	16.9億円
	平成22年度末まで進捗率	71%

コンテナ等の取扱貨物量の増大に伴う国際物流ターミナル整備の一環として、水深14m、12mの岸壁背後のふ頭用地および荷役機械の整備を行う。



- ふ頭用地
- 荷役機械
- 他事業

主な事業予定箇所

水島港(玉島地区)

・ふ頭用地	} 全体事業費	393.6億円	
・荷役機械		平成23年度事業費	8.2億円
・都市機能等用地		平成22年度末まで進捗率	94 %

コンテナ貨物の増加に対応した国際物流ターミナルの整備に合わせて、ふ頭用地等の整備を行う。



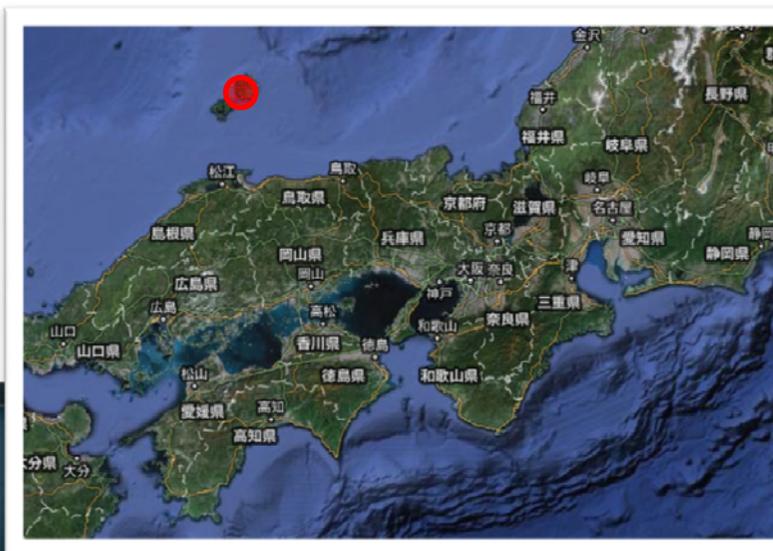
- ふ頭用地
- 荷役機械
- 都市機能等用地
- 他事業

主な事業予定箇所

西郷港(本港地区)

	全体事業費	7.5億円
・ふ頭用地	平成23年度事業費	1.0億円
	平成22年度末まで進捗率	72%

隠岐の島の大規模地震災害時の緊急輸送基地やフェリー旅客ターミナル等、円滑な港湾活動の推進を図るためふ頭用地の整備を行う。



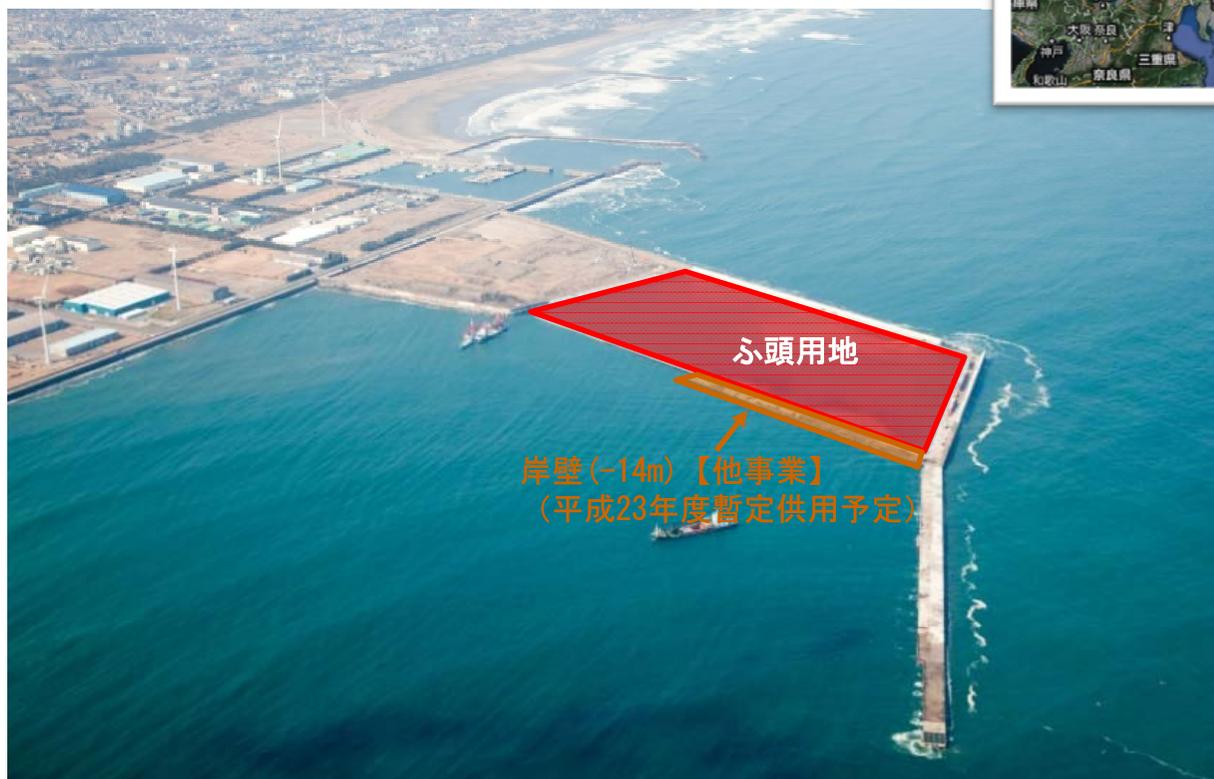
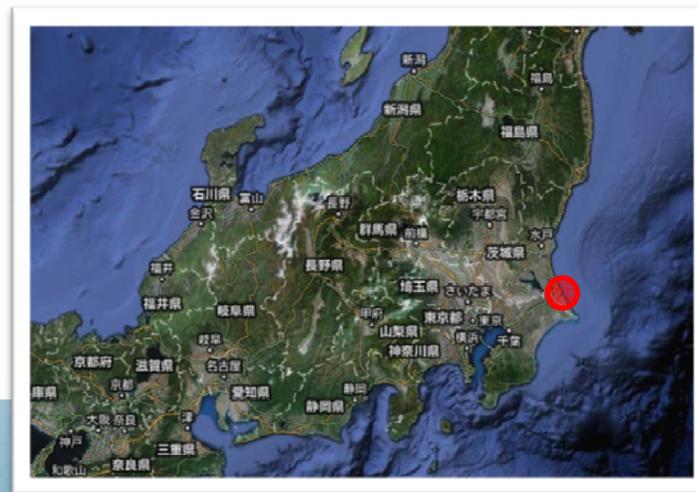
- ふ頭用地
- 他事業

主な事業予定箇所

鹿島港(外港地区)

	全体事業費	100.0億円
・ふ頭用地	平成23年度事業費	9.0億円
	平成22年度末まで進捗率	31 %

船舶の大型化や貨物需要の増大に伴う国際物流ターミナル機能の形成のため、港湾整備事業で実施中の水深14m岸壁の整備に合わせてふ頭用地の整備を行う。



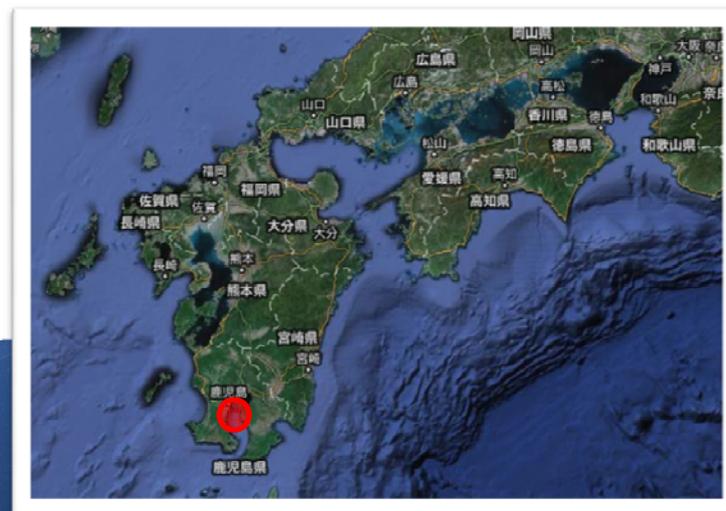
- ふ頭用地
- 他事業

主な事業予定箇所

鹿児島港(新港区)

	全体事業費	25.7億円
・貨物上屋	平成23年度事業費	4.0億円
	平成22年度末まで進捗率	2%

複合一貫輸送ターミナルの非効率な荷役形態の改善のために実施する改良の一環として、港湾整備事業による岸壁整備と併せて背後の貨物上屋の整備を行う。





横浜港 南本牧地区 国際海上コンテナターミナル

- ①全体事業費 : 約1,684億円
- ②うち起債事業費分 : 約556億円(ふ頭用地)
- ③整備期間 : 平成1年度～平成19年度
- ④施設概要 : 岸壁(350m)×2バース
航路・泊地、道路
ヤード面積375千m²
ガントリークレーン6基
- ⑤取扱貨物量 : 93.5万TEU/年



大阪港 北港南地区 国際海上コンテナターミナル

- ①全体事業費 : 約1,600億円
- ②うち起債事業費分 : 約110億円(ふ頭用地)
- ③整備期間 : 平成3年度～平成32年度
- ④施設概要 : 岸壁(350m)×2バース
岸壁(400m)×1バース
航路・泊地、道路
ヤード面積550千m²
ガントリークレーン9基
- ⑤取扱貨物量 : 約78万TEU/年



徳山下松港 新南陽地区 バルクターミナル(石炭)

- ①全体事業費 : 約303億円
- ②うち起債事業費分 : 約4.4億円(ふ頭用地)
- ③整備期間 : 平成9年度～平成29年度
- ④施設概要 : ヤード面積47千 m^2
貯炭能力30万トン
- ⑤取扱貨物量 : 約196万トン/年



志布志港 若浜地区 バルクターミナル(穀物)

- ①全体事業費 : 約774億円
- ②うち起債事業費分 : 約163億円
(ふ頭用地、荷役機械、上屋)
- ③整備期間 : 昭和54年度～平成23年度
- ④整備施設 : ヤード面積1,100千 m^2
貯蔵能力37万トン
- ⑤取扱貨物量 : 約287万トン/年

(参考)東日本大震災での関連施設の被災状況

荷さばき施設の被災事例



仙台塩釜港高砂コンテナターミナル

【施設概要】

増加するコンテナ貨物に対応するため、平成4年度～平成12年度に整備

【起債事業で整備した施設】

ふ頭用地、CFS(貨物上屋)、ガントリークレーン

【復旧目標】

平成24年度中を目標に復旧中



小名浜港5・6号ふ頭

【施設概要】

石炭の効率的な荷役を行うため、平成6年度～平成19年度に整備

【起債事業で整備した施設】

ふ頭用地、アンローダー、ベルトコンベア

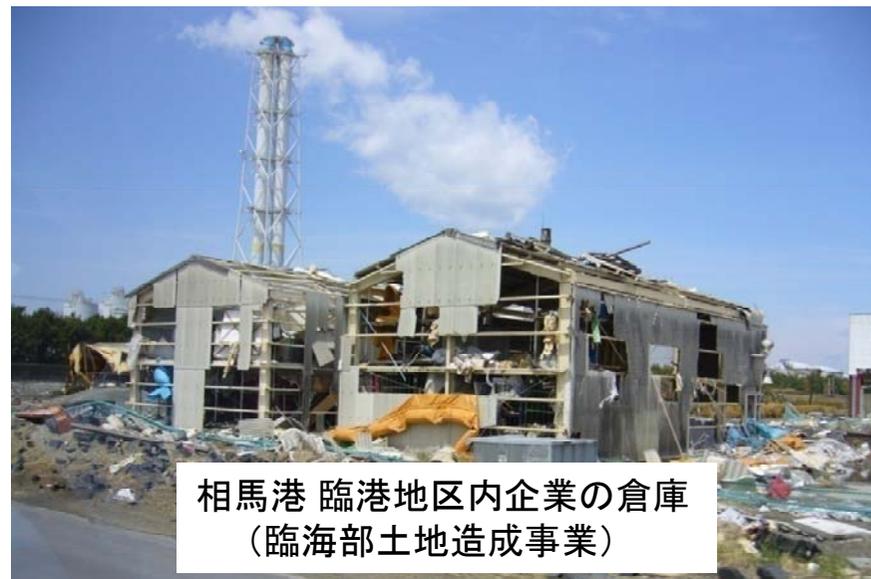
【復旧目標】

平成24年度中を目標に復旧中

東日本大震災における臨海部産業の被災状況



相馬港 公共上屋
(港湾機能施設整備事業)



相馬港 臨港地区内企業の倉庫
(臨海部土地造成事業)



大船渡港 工業用地内の企業
(臨海部土地造成事業)



大船渡港 工業用地内の企業
(臨海部土地造成事業)

特定港湾施設の災害復旧スキーム

α = 企業負担 \Rightarrow 通常の建設改良において公営企業負担となる額

β = 収益(営業収益 - 受託工事収益)

① 補助事業(国庫補助負担を伴う公営企業災害復旧事業)

$\alpha \div \beta \leq 50/100$ の場合

国庫補助負担 1/2	補助災害復旧事業債 (単独事業の場合は 一般単独災害復旧事業債) 1/4	公営企業災害復旧事業債 1/4
---------------	---	--------------------

$\alpha \div \beta > 50/100$ の場合

国庫補助負担 1/2	α のうち β の100分の50までに相当する部分 1/4 公営企業災害復旧事業債 1/4	
	α のうち β の100分の50を超え、100分の100まで相当する部分 3/8 1/8	
	α のうち β の100分の100を超える部分 1/2	

② 単独事業(国庫補助負担金を伴わない公営企業災害復旧事業)

補助災害復旧事業債 (単独事業の場合は 一般単独災害復旧事業債) 1/2	公営企業災害復旧事業債 1/2
---	--------------------

公営企業負担

\Rightarrow 公営企業会計が地方公営企業災害復旧事業債を発行。

一般会計繰出し

\Rightarrow 一般会計が補助災害復旧事業債または一般単独災害復旧事業債を発行して繰出し。

特定港湾施設の災害復旧

●港湾荷役機械等復旧事業費補助金(一次補正予算)

今回の東日本大震災の被害を踏まえた措置として、被害を受けた荷役機械および上屋について、港湾管理者が行う復旧に要する費用の一部補助を行う。

- ・補助対象: 荷役機械および津波により被災した上屋
- ・国庫補助率 : 1/2
- ・整備主体: 港湾管理者

●補助災害復旧事業債(一般単独災害復旧事業債(単独事業の場合))

港湾管理者が整備・管理を行う荷さばき施設(ふ頭用地、上屋、荷役機械)等の災害復旧に際し、資金調達のための起債を認めるとともに、償還費用に対して交付税措置を行う。

- ・対象施設 : ふ頭用地、荷役機械、上屋
- ・整備主体: 港湾管理者
- ・交付税措置率 概ね95%

●地方公営企業災害復旧事業債

港湾管理者が整備・管理を行う荷さばき施設(ふ頭用地、上屋、荷役機械)等の災害復旧に際し、資金調達のための起債を認める。

- ・対象施設 : ふ頭用地、荷役機械、上屋
- ・整備主体: 港湾管理者
- ・交付税措置率 なし